

東京地裁に続き東京高裁でも管財人の違法行為を断罪

JAL は高裁（行政訴訟）の判決を踏まえ

165 名の整理解雇事件を全面解決せよ！（声明）

本日 6 月 18 日東京高裁（民事 14 部 須藤典明裁判長）は、2014 年 8 月 28 日の東京地裁に続き、日本航空に対して「管財人の行った行為は不当労働行為である」と断罪しました。

この事件は、日本航空のパイロット・客室乗務員 165 名が整理解雇される過程で起こったもので、解雇手続きの正当性が問われた事件です。

2010 年 1 月 19 日経営破綻した日本航空の再建は、管財人（法人：企業再生支援機構、弁護士：片山英二氏）によって進められていました。その中心となる人員削減計画について、労使交渉が行われている最中、突然、2010 年 9 月 27 日に「整理解雇の人選基準」が組合に提示されました。この会社の方針に対し、乗員組合とキャビンクルーユニオンが解雇回避に向け労使対等での交渉を目指して争議権投票の手続きを進めていたところ、法人管財人（企業再生支援機構）の飯塚ディレクターと加藤管財人代理が、11 月 16 日「争議権を確立した場合には、企業再生支援機構は 3500 億円の出資はしない」と虚偽の恫喝をし、労働者の正当な権利である争議権を潰そうとしました。これは、労働組合に対する露骨な支配介入の不当労働行為であり、乗員組合とキャビンクルーユニオンは 2010 年 12 月 8 日に東京都労働委員会に申し立て、2011 年 8 月 3 日、日本航空に対し「不当労働行為」と認定し、救済命令が出されました。

本日の高裁判決では、一審判決に加えて「憲法 28 条や労働組合法では、会社の存続自体を危うくする場合でも、組合への支配介入は認められない」「争議行為を阻止したいのであれば、組合との間で何らかの妥協を図るしかない」「争議権投票は、労働組合の在り方そのものを問う極めて重要な活動であり、管財人の行った行為は労働組合の運営に介入する行為である」と管財人の違法行為を断罪しました。そして、本日の判決により、会社更生手続下における整理解雇の有効性が根本から覆されたこととなります。

整理解雇問題については、ILO から二度の勧告が出され、塩崎厚生労働大臣が「今回の JAL のようなケースの場合、整理解雇された職員の再雇用に関する事項についても、まず労使の当事者が自主的に解決に向けて努力をしなければならないということに尽きると思います」「話し合いがしっかりされるものかどうかということも注視していきたい」と国会で答弁しました。また、6 月 17 日に開催された株主総会でも株主から「解雇された人たちを職場復帰させ整理解雇問題を解決すべき」との意見が相次いだと報じられました。解雇争議を一日も早く解決することは、客室乗務員の年間 600 名もの退職や、深刻なパイロットの大量流出の歯止めになるだけでなく、労使の信頼関係を築く上でも重要であり、安全運航の基盤を確立させることにも繋がります。

私たちは、日本航空が本日の判決を真摯に受け止め、上告することなく直ちにこれまでの労務政策を改めることを求めます。同時に、165 名の職場復帰に向けた協議を一刻も早く開始し、整理解雇事件を全面的に解決することを強く求めるものです。

2015 年 6 月 18 日

JAL 不当解雇撤回パイロット原告団

JAL 不当解雇撤回客室乗務員原告団